

## ○日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱

(令和6年4月1日要綱第7号)

改正 令和7年4月1日要綱第2号

改正 令和7年12月22日要綱第18号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日南町補助金等交付規則（昭和45年7月1日規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、次に掲げる地域おこし協力隊の活動に要する経費を支援することにより、地域おこし協力隊の推進を図ることを目的として交付する。

- (1) 日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊
- (2) 日南町半学半域型地域おこし協力隊
- (3) 日南町インターン型地域おこし協力隊

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、日南町地域おこし協力隊活動支援団体募集要項（以下「募集要項」という。）に基づいて登録された日南町地域おこし協力隊（活動支援型）活動支援団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、募集要項第2に定める事業とする。

### (補助金の対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助事業に要する費用で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費（期末手当等の各種手当を含む。）
- (2) 活動費
  - ア 隊員の滞在に要する経費（住居の借上費、宿泊費）
  - イ 隊員の移動に要する経費（活動旅費、活動用車両の借上費）
  - ウ 作業道具・消耗品等に要する経費
  - エ 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
  - オ 隊員の研修に要する経費
  - カ その他町長が認める経費

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、前条に定める補助対象経費のうち、別表に定める金額を上限とする。

(補助金交付の申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の積算根拠資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に定める申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請等)

第9条 前条の規定により本補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ日南町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 事業内容の主要な部分を変更しようとするとき。
- (3) 補助金の額の増額又は30パーセントを超える減額をしようとするとき。

2 町長は、前項に定める申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すると決定したときは、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、本補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日以内又は事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金実績報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し

- (4) 事業の内容を確認できる書類及び写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等を審査し、補助事業の成果が本補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金額確定通知書（様式第 6 号）（以下「確定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付請求書（様式第 7 号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、本補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助事業者に対して、請求のあった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 13 条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 本補助金の交付の目的に反して又は不当に使用したと認められるとき。
  - (3) 隊員の委嘱が取り消されたとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、本補助金を交付することが特に不相当と町長が認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、前条の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命じることができるものとする。

- 2 町長は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により概算払の交付を行った場合で、その額が第 11 条の規定による補助金の確定額を上回ったときは、その差額について確定通知書にその旨を記載し、補助金の返還をさせるものとする。

(書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当

該収入及び支出についての証拠書類及びその他の書類を整備し、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日要綱第2号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月22日要綱第18号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付上限額

	報償費	活動費	備 考
(1) 日南町チャレンジ起業 地域おこし協力隊	3,500,000円 (年額)	2,000,000円 (年額)	隊員の委嘱期間が1年に 満たない場合は、日数に より按分して算出した額 を上限とする。
(2) 日南町地域おこし協力隊 (半学半域型)	2,100,000円 (年額)	2,000,000円 (年額)	
(3) 日南町インターン型 地域おこし協力隊	12,000円 (日額)		報償費と活動費の合計で 日額12,000円とし、隊員 の活動日数を乗じた額を 上限とする。